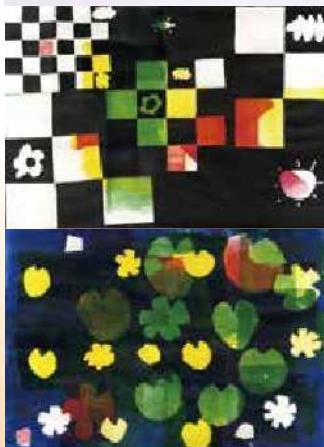
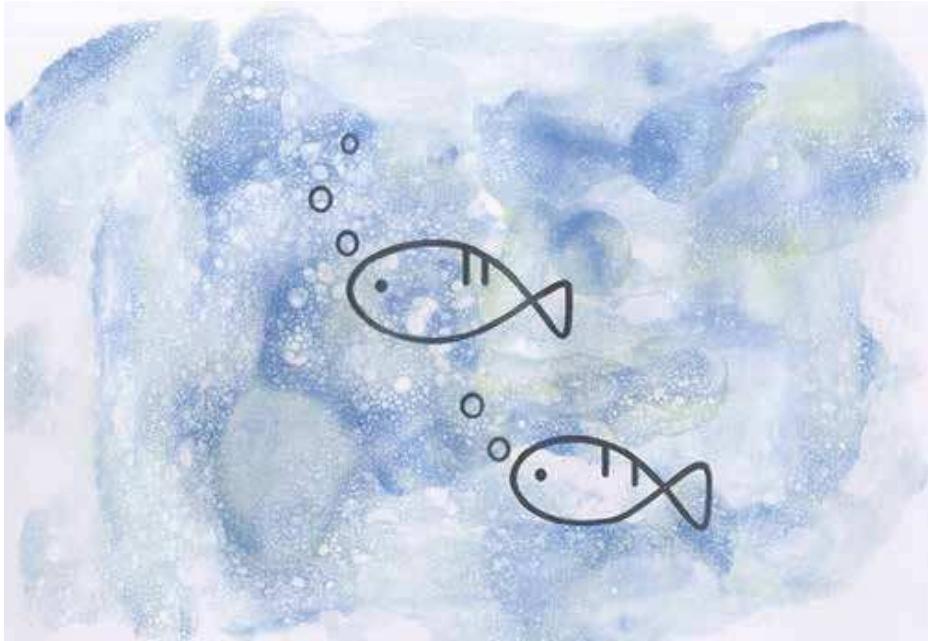


かわさき教育プラン

概要版



第3期実施計画(2022~2025)

令和4年(2022)年3月
川崎市教育委員会

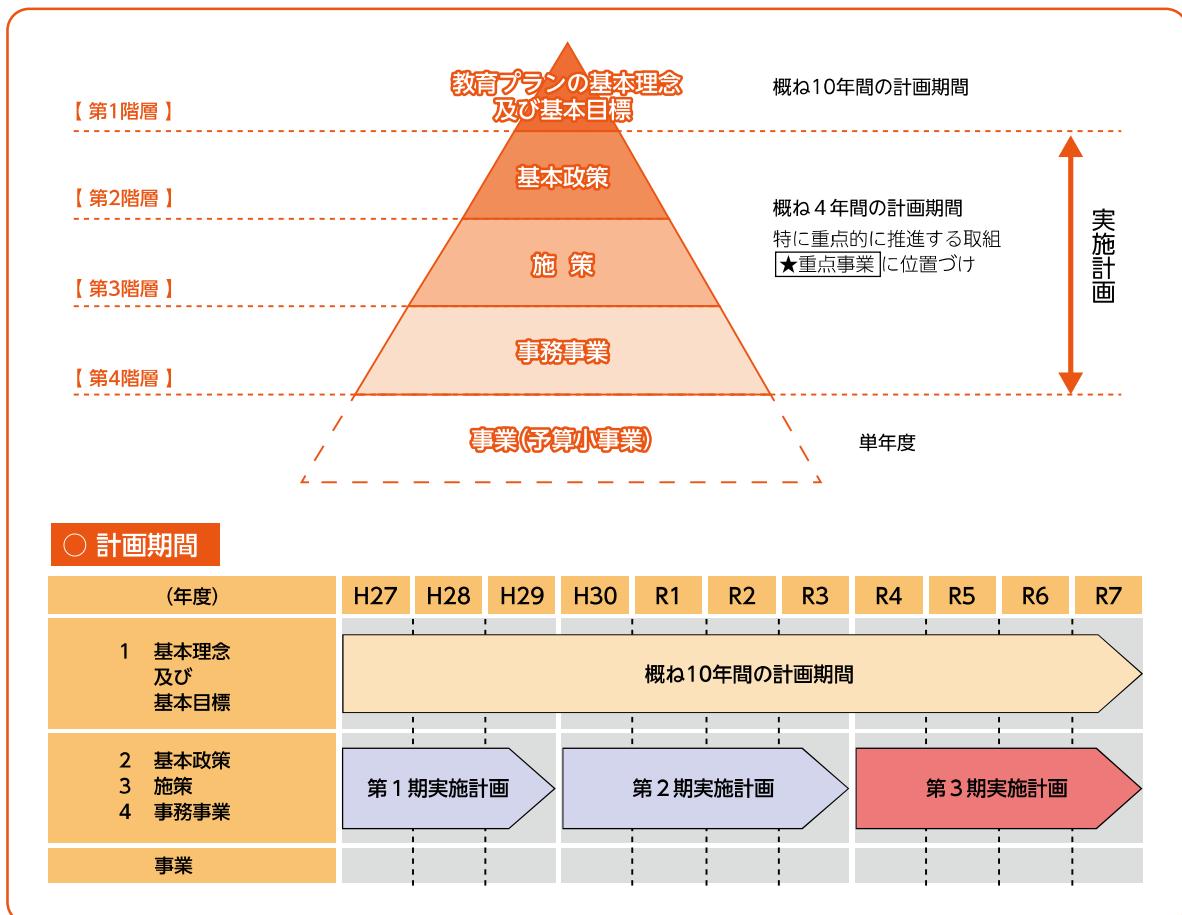
かわさき教育プランの概要

1 かわさき教育プラン第3期実施計画策定の趣旨

- 「かわさき教育プラン」は、教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の約10年間の教育がめざすものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取組を推進するための指針となるものです。
- 本市では平成27(2015)年3月に、新たに「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」(以下「教育プラン」という。)を策定しました。

2 プランの対象分野、構成及び計画期間

- 教育プランの対象分野は、教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育としています。
- 概ね10年間の計画期間全体を通じて実現をめざすものを教育プランの基本理念及び基本目標として掲げながら、具体的な取組内容は、基本政策、施策、事務事業の階層で体系的に整理します。基本政策、施策、事務事業については、概ね4年ごとに見直しを行う実施計画とすることで、新たな課題や社会環境の変化等により柔軟に対応できるような政策体系とします。
- 各実施計画において、特に重点的に推進する取組を「重点事業」として位置づけます。
- 基本理念と基本目標の実現を目指した取組となるよう、第2期実施計画の基本政策や施策の枠組みを踏まえながら、重点的に取り組む事業等の見直しを行います。



3 基本理念・基本目標

<基本理念> 夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

<基本目標> **自主・自立** 変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

4 教育プランの位置づけ

- 教育の振興を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき基本理念や基本目標などを実現するための計画として、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づけています。
- 本市総合計画をはじめ、教育プランと関連する計画との整合を図りながら、教育施策を総合的に推進します。

5 第3期実施計画の策定

- 本市の教育に関する基本計画として策定した教育プランの基本理念及び基本目標の実現に向けて、これまでの第1期から第2期実施計画期間の取組及び国の動向や社会環境の変化を踏まえ、新たな教育課題に対応できるよう今後4年間の取組内容を体系的に整理した「第3期実施計画」を策定し、教育施策を推進していきます。

6 進捗管理

- 教育プランに基づく取組を着実に推進するため、PDCAサイクル「計画(PLAN)－実行(DO)－評価(CHECK)－見直し(ACTION)」により、進捗管理を行います。評価結果については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、評価結果に関する報告書を作成し、議会や市民の皆様に広く公表するとともに、次年度以降の取組内容の見直し・改善に活用します。

これまでの実施計画の主な取組成果及び基本的な考え方

7 第1期から第2期実施計画における主な取組状況

第1期実施計画(平成27(2015)年度から平成29(2017)年度)及び第2期実施計画(平成30(2018)年度から令和3(2021)年度)に基づき、学校教育や社会教育をめぐるさまざまな課題の解決をめざし、教育施策を推進してきました。

取 組	成 果
「キャリア在り方生き方教育」の推進	自尊感情や人と関わる力等、児童生徒の社会的自立に必要な能力を育成
習熟の程度に応じた学習など、きめ細かな指導・学びの推進	一人ひとりの「授業が分かる」という実感を大切にし、子どもたちの「確かな学力」を育成
小中9年間を通じた食育の推進	「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるための指導の充実
「GIGAスクール構想」に基づく取組の推進	1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク環境の整備を行い、段階的に指導内容の充実を図る「かわさきGIGAスクール構想」の推進
日本語指導が必要な児童生徒への学習支援等の充実	日本語指導の体制を拡充し、学習支援など多様なニーズに応じた支援を充実
各学校における防災教育の推進	学校の防災力や子どもたちの防災意識を向上
学校施設長期保全計画に基づいた改修工事による教育環境の改善	安全・安心な学習環境を整備
県費負担教職員の給与負担・定数決定権限の移譲	本市の実情に即した学校経営ができるよう、効果的な教職員配置の実施
教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進	教職員が心のゆとりをもって、児童生徒と向き合う時間や授業準備の時間を確保
地域の寺子屋事業の推進 (76か所開講:令和4(2022)年3月時点)	多世代がつながり、学び合う生涯学習の場を拡大
社会教育施設の長寿命化などの推進による生涯学習環境の整備	市民の主体的な学びを支援するため、市民館・図書館等の生涯学習環境を充実
橘樹官衙遺跡群の保存・活用の推進	地域の歴史や文化を生かしたまちづくりを推進

8 第3期実施計画における基本的な考え方

第2期実施計画に基づき、教育施策を着実に推進してきましたが、引き続き課題解決に向けた取組を進めしていく必要があります。また、この間、本市をめぐる国の動向や社会環境は大きく変化をしており、こうした変化や新たに対応すべき課題にも機動的に対応しながら、教育施策を推進し、教育プランの基本理念及び基本目標の実現に向けて取り組みます。

本市をめぐる国の動向や社会環境の変化

新型コロナウイルス感染症

・感染症対策を徹底した教育活動の実施やICTを活用した子どもたちの学びの保障、心のケアに取り組む必要があります。

大規模自然災害

・地震対策に加え、激甚化する風水害の発生に備えるため、子どもたちが安全に安心して過ごせる教育環境を確保するとともに、地域の避難所として、防災機能の強化に取り組む必要があります。

脱炭素社会

・温室効果ガス削減に向けた取組を進めるため、環境教育の充実や省エネルギーに配慮した施設整備などの脱炭素化に向けた取組を進める必要があります。

社会のデジタル化

・これまでの実践とICTの活用を適切に組み合わせ、学びの質の向上と学校教育におけるさまざまな課題の解決につなげる必要があります。

・社会教育においても、多様な市民ニーズに応えるべくICTの積極的な活用が求められています。

SDGs

・教育活動により、子ども達の成長を促すとともに、持続可能な社会の創り手を育み、SDGsの幅広い目標への貢献につなげていきます。

Society5.0

・急激に変化する時代の中で、多様な人々と協働し、持続可能な社会の創り手となることができるよう、資質・能力を育成することが求められています。

対応すべき主な教育課題

新学習指導要領の全面実施

社会との連携及び協働により「社会に開かれた教育課程」が重視されていることや、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることが必要です。

教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進

教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるように、また、授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる環境を整えることが求められています。

GIGAスクール構想の推進

これからの中学校教育は大きく変容し、教育の質を向上させることができます。また、緊急時においても、端末による学習を継続することで、子どもたちの学習を保障することが求められています。

子どもの多様化するニーズへの対応

特別な支援を必要とする子どもが増加していることや、いじめや不登校などの児童生徒の指導上の課題があります。また、「ヤングケアラー」への支援や「子どもの貧困」への対応が求められています。

家庭・地域における教育力の向上

子育てに不安や悩みをもつ家庭が増えており、保護者への学びの機会を提供することが必要となっています。また、学校と地域の連携・協働を一層推進し、地域ぐるみで子どもの育ちを支えるしくみづくりを行うことが求められています。



これまでの成果を継承するとともに、さらに発展させながら、現場の実態に目を向け、多様な主体と連携・協働しながら計画的に取組を進めていきます。

第3期実施 計画の全体像

9 第3期実施計画(令和4(2022)年度～令和7(2025)年度) 「8つの基本政策」に基づいた「主な取組」

●:主な取組 ★:主な取組のうちの重点事業 下線:第3期実施計画で新たに位置づけた事業

基本政策 I 人間としての在り方生き方の軸をつくる

自己有用感や規範意識、人と関わる力等の子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度及び共生・協働の精神を、小学校段階からすべての教育活動を通じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を推進します。

(施策及び主な取組)
1.キャリア在り方生き方教育の推進
★キャリア在り方生き方教育の推進



基本政策 II 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身につけることをめざします。

(施策及び主な取組)
1.確かな学力の育成
●新学習指導要領に対応した総合的な学力向上
★市学習状況調査の結果の活用推進
2.豊かな心の育成
●人権尊重教育及び多文化共生教育の推進
3.健やかな心身の育成
●小中9年間を通じた食育推進
4.教育の情報化の推進
★かわさきGIGAスクール構想の推進
5.魅力ある高等教育の推進
●市立高等学校改革推進計画に基づく取組の推進



基本政策 III 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもがいきいきと個性を發揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育(支援教育)を学校教育全体で推進します。

(施策及び主な取組)
1.共生社会の形成に向けた支援教育の推進

- ★特別支援教育の推進
●いじめの未然防止や早期解決に向けた取組
●かわさき共生・共育プログラムの推進
●不登校児童生徒の学習支援の拡充
★児童生徒支援・相談活動の拡充
●就学等に係る経済的支援の実施



基本政策 IV 良好的な教育環境を整備する

地域における子どもたちの見守りや、防災教育の推進などにより、学校安全を推進します。

「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事やエレベーター設置などバリアフリー化の取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

(施策及び主な取組)

- 1.安全教育の推進
●学校の防災力の向上
●通学路の安全対策
2.安全・安心で快適な教育環境の整備
★学校施設長期保全計画の推進
●脱炭素への対応など環境に配慮した学校施設の整備
3.児童生徒数・学級数増加への対応
★児童生徒数・学級数増加対策
●新川崎地区の小学校新設に向けた取組



基本政策 V 学校の教育力を強化する

「地域とともにある学校づくり」を推進しながら、研修等を通じて教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図るとともに、教職員が子どもたちと向き合う本来的な業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。

(施策及び主な取組)
1.学校運営体制の再構築
●学校業務マネジメント支援
★教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進
2.学校運営の自主性、自律性の向上
●地域に開かれた特色ある学校づくりの推進
3.教職員の資質・能力向上
●ライフステージに応じた教職員研修の実施



基本政策 VI 家庭・地域の教育力を高める

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

(施策及び主な取組)
1.家庭教育支援の充実
●家庭、地域教育学級などによる家庭教育の支援
2.地域における教育活動の推進
★地域の寺子屋事業の推進



基本政策 VII いきいきと学び、活動するための環境をつくる

市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる学びや、学びを通じた出会いを促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。

社会教育施設において市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。

(施策及び主な取組)

- 1.自ら学び、活動するための支援の充実
★学習や活動を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの推進
●効率的・効果的な図書館サービスの推進
2.生涯学習環境の整備
●社会教育施設等の環境整備の推進
★学校施設の有効活用



基本政策 VIII 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橋樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

(施策及び主な取組)

- 1.文化財の保護・活用の推進
●文化財保護活用計画に基づく取組の推進
★橋樹官衙遺跡群の史跡整備の推進
2.博物館の魅力向上
●日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の魅力向上





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

第2次川崎市教育振興基本計画
かわさき教育プラン 第3期実施計画(2022~2025)
令和4年(2022)年3月

編集 川崎市教育委員会事務局教育政策室
川崎市川崎区宮本町6番地
電話 044-200-3244
FAX 044-200-3950
Eメール 88seisaku@city.kawasaki.jp